

291-1071-8

令和3年8月30日

関係団体各位

県土整備部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県においては、新型コロナウイルスの感染が急拡大している状況を踏まえ、8月11日に県独自の「緊急事態宣言」を発令しましたが、今般、国の「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県内で感染状況の最も厳しい宮崎・東諸県及び日向・東臼杵圏域内で、特に感染が急増している宮崎市、日向市、門川町の2市1町を重点措置区域として指定するとともに、県独自の「緊急事態宣言」及び県下全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請を9月12日まで延長することとしました。これに伴い、県民の皆様に対して下記のとおり行動要請等をお願いしております。特に、事業者の皆様におかれましては、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進により、出勤者数の7割削減を目指していただきたいと思いますと考えております。

各業界において厳しい状況が続く中、このようなお願いを行うことは、大変心苦しいところではございますが、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

<行動要請等内容>

（期間：8月27日から9月12日まで）

○県民への要請

- ・原則、外出自粛
- ・外出機会（回数・時間）の半減
- ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛
- ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛
- ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛
- ・原則、県外との往来自粛
- ・原則、県外からの来県自粛

○飲食店等への要請

【宮崎市、日向市、門川町（まん延防止等重点措置区域）】

- ・20時までの営業時間短縮

- ・酒類提供を終日行わないこと
- ・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと

【上記地域外】

- ・20 時までの営業時間短縮
- ・酒類提供は 19 時まで

○大規模集客施設等への要請

【宮崎市、日向市、門川町（まん延防止等重点措置区域）】

- ・20 時までの営業時間短縮
- ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

○イベントの開催制限

- ・収容率 50%以内かつ上限 5000 人以下
- ・会食につながる場面の制限

【宮崎市、日向市、門川町（まん延防止等重点措置区域）】

上記に加え、

- ・21 時までの開催時間制限

○事業者等への要請

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・出勤者数の 7 割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進

※ 詳細は別添資料参照

(文書取扱 営繕課)

担 当	営繕課建築計画担当 山中
	営繕課設備室設備計画担当 村社
電 話	0985-26-7548

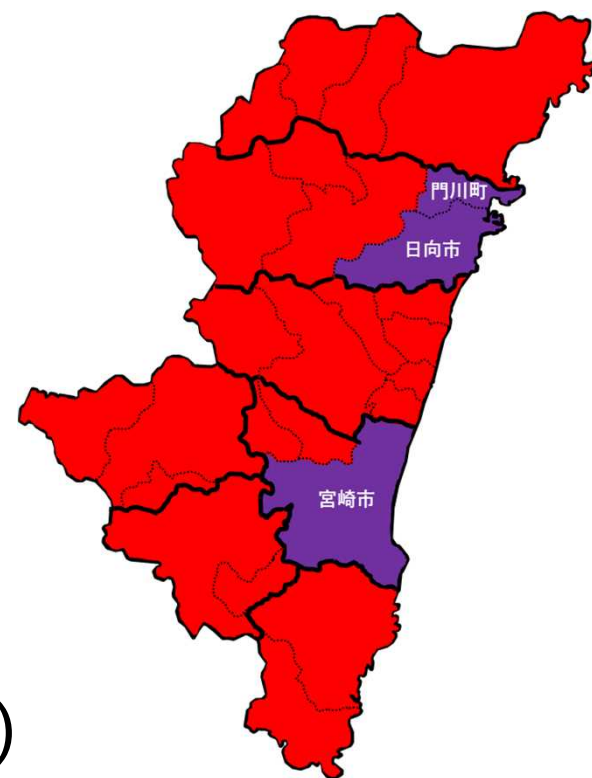
まん延防止等重点措置

【重点措置区域】

宮崎市、日向市、門川町

(区域指定の考え方)

県内で感染状況の最も厳しい宮崎・東諸県及び
日向・東臼杵圏域内で、特に感染が急増している
市町村を指定



【指定期間】

8月27日（金）～ 9月12日（日）

県独自の「緊急事態宣言」の延長について

■ 県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を延長

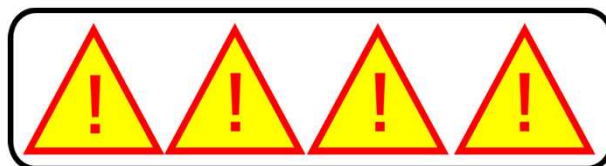
【発令期間】

8月11日（水）～ 9月12日（日）を目途

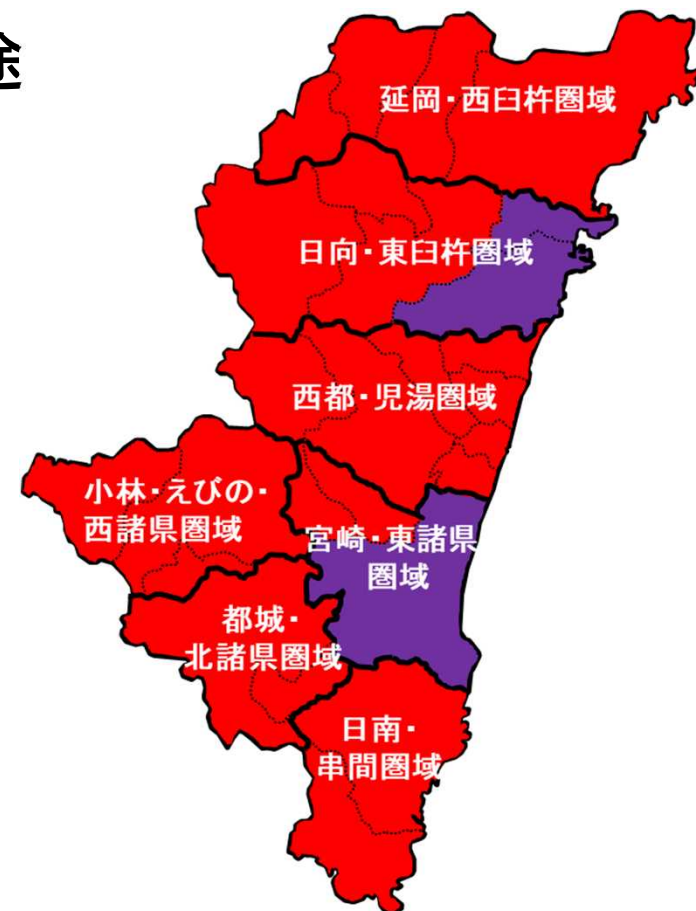
※終期は、感染状況を見極めて判断

レベル4

（緊急事態宣言）



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
オレンジ	感染警戒区域（※） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限



：「まん延防止等重点措置」区域

8月26日時点

行動要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	8月27日(金) ~ 9月12日(日)	現在の要請を 9月12日(日)まで継続
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、外出自粛 ・外出機会（回数・時間）の半減 ・<u>20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛</u> ・<u>感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛</u> ・<u>路上・公園等での集団飲酒等の自粛</u> ・原則、県外との往来自粛 ・原則、県外からの来県自粛 	
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・<u>酒類提供を終日行わないこと</u> ・<u>飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は19時まで
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>20時までの営業時間短縮</u> ・<u>大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等</u> 	—
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限 ・<u>21時までの開催時間制限</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限
事業者等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 ・<u>出勤者数の7割削減</u>に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進 	

県民の皆様へのお願い

■要請対象：県内全域

■要請期間：8月27日（金）～9月12日（日）

○原則、外出自粛

- ・特に、午後8時以降は徹底をおねがいします
- ・通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩やジョギング、ワクチン接種などの生活に必要な外出はかまいません
- ・日常生活に必要な買物などの外出についてもその機会（回数・時間）を半減してください
- ・外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底してください
- ・営業時間の短縮を要請した時間（午後8時）以降、飲食店にみだりに出入りしないでください
- ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に依拠していない飲食店等の利用は控えてください
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないでください

○原則、県外との往来自粛

- ・特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください
- ・隣県が生活圏の場合や、通勤・通学・通院、生活必需品の買い出し等による往来はかまいません
- ・仕事や冠婚葬祭などでやむを得ず県外から県内に移動する場合は、できるだけ「宮崎県PCRサポート」を活用してください

○原則、県外からの来県自粛

飲食店等への要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	8月27日(金)～9月12日(日)	現在の要請を 9月12日(日)まで継続
酒類の提供	終日行わないこと (利用者による酒類の店内持込みを含む)	19時まで
カラオケ設備の利用	飲食が主たる業の店舗においては 終日利用しないこと	—
営業時間	20時までの営業時間短縮	

■時短要請協力金

		まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域		宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
対象店舗		8月27日(金)～9月12日(日)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗	9月1日(水)～9月12日(日)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 ※新たに協力する店舗も対象
支給日額	中小企業	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 3万円～10万円	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円
	大企業	売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり最大20万円	

月次支援金（国）の概要

給付対象

- ① **国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置**に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② ①の措置を受けている月間売上が前年又は前々年同期比で**50%以上減少**していること

※ 時短要請協力金を受給した飲食店等は対象外。

給付額

(前年又は前々年同期の売上) -
(今年の対象月の売上)

ただし

中小法人等	上限	20	万円/月
個人事業者等	上限	10	万円/月

本県独自の時短要請はまん延防止等重点措置に基づくものではないため、国に対して要望するも月次支援金の対象外

このため、県独自に飲食関連事業者等支援金を給付

飲食関連事業者等支援金（県）

給付対象

- ① 影響があった月の売上が前年又は前々年同期に比べ50%以上減少していること
- ② 以下のいずれかに該当
 - ・ 営業時間を短縮し協力金を受給した飲食店等と直接取引のある県内事業者
例) 酒店、食材卸売、氷店、おしぼりリース業、クリーニング店等
 - ・ タクシー事業者
 - ・ 自動車運転代行業者

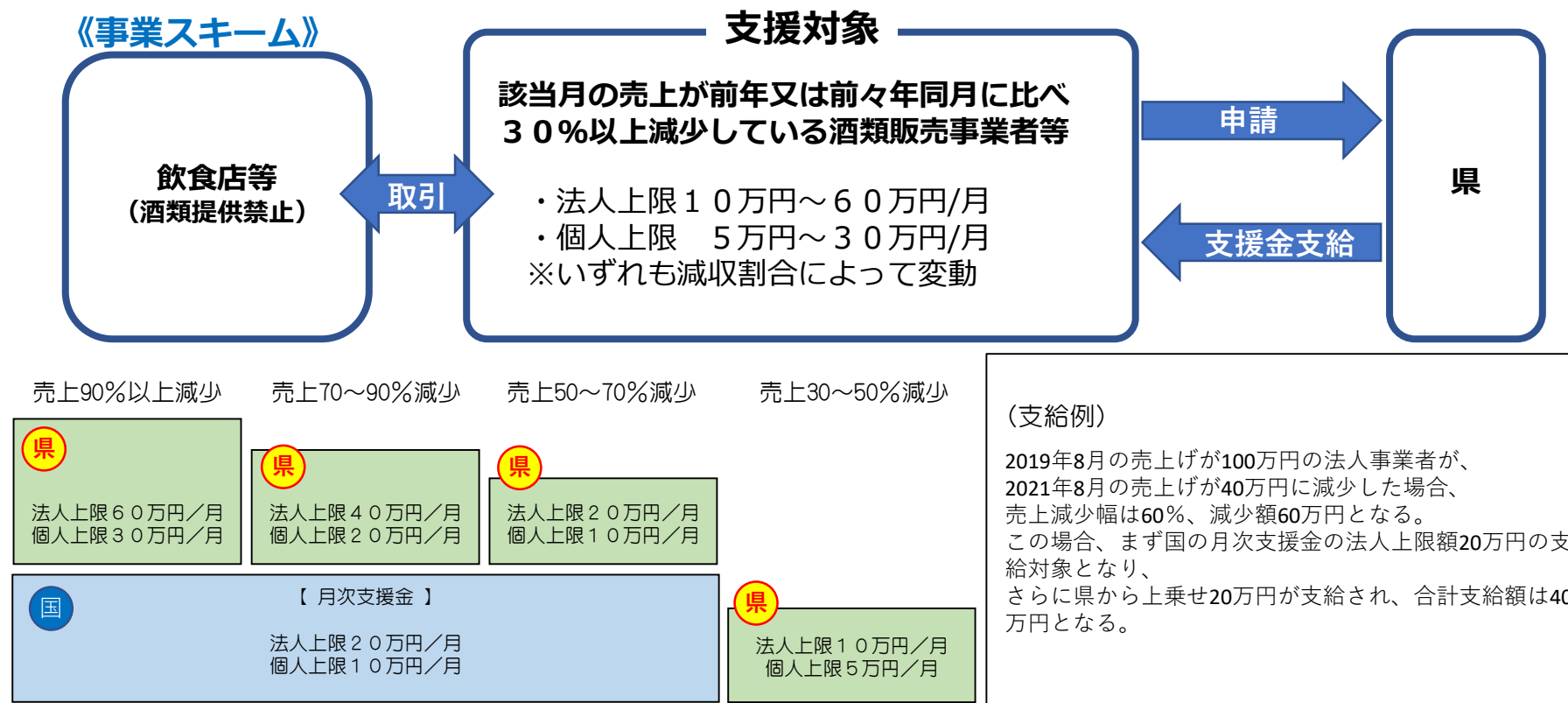
給付額 一律 10万円/月

※ **まん延防止等重点措置地域の影響を受けた事業者は、月次支援金（国）又は飲食関連事業者等支援金（県）のいずれかを選択して申請。（併給不可）**

酒類販売事業者等への支援金

[酒類販売事業者等緊急支援事業]

まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供禁止要請により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等に、**支援金（売上減少額から月次支援金額を控除した額）**を支給。**ただし、法人の上限は60万円/月、個人の上限は30万円/月。**



問合せ先：オールみやぎ営業課 0985-26-7591

大規模集客施設等への要請について

■20時までの営業時間短縮（イベント開催時及び映画館は21時まで）

対象地域	宮崎市、日向市、門川町	
要請期間	8月27日(金)～9月12日(日)	
対象施設	大規模施設	テナント・出店者等
	新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設（※1）のうち多数の者が利用する施設で、床面積が1,000㎡を超える施設	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等（※2）

※1 新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

※2 飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

■大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

大規模商業施設（床面積が1,000㎡を超える百貨店等の物品販売業を営む店舗）や百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者は、人数管理・制限、誘導などにより入場者が密集することがないよう取組をお願いします

大規模集客施設等への時短要請に係る協力金

営業時間短縮の要請に全期間(※1)、応じていただいた対象大規模集客施設及びテナント事業者等に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じて協力金を支給します。

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	特措法第24条第9項に基づく時短要請に全面的に協力いただいた床面積1,000㎡超の施設 注) 劇場、集会場、ホテル・旅館等の一部施設は協力金の対象外	左記施設の一部を賃借するテナント等
交付額①	1,000㎡毎に20万円×時短率(※2)×時短日数 (テナント事業者等管理把握加算) テナント等数×2千円×時短率(※2)×時短日数 注) 映画館については①に加えて②の取扱あり	100㎡毎に2万円×時短率(※2)×時短日数 等

	映画館運営事業者	映画配給会社
交付額②	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数

(※1)協力金の対象については、8月30日(月)午後8時から9月13日(月)午前5時まで営業時間短縮に協力した場合に支給
(8月27日(金)、8月28日(土)、8月29日(日)から協力した場合は加算)

(※2)時短率:時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

■大規模集客施設への時短要請に関するコールセンターを設置します！

TEL : 0985-44-2791 ※8/27 (金) から設置 (受付は平日9時~17時)
※8/28 (土)、8/29 (日) のみ休日も受付

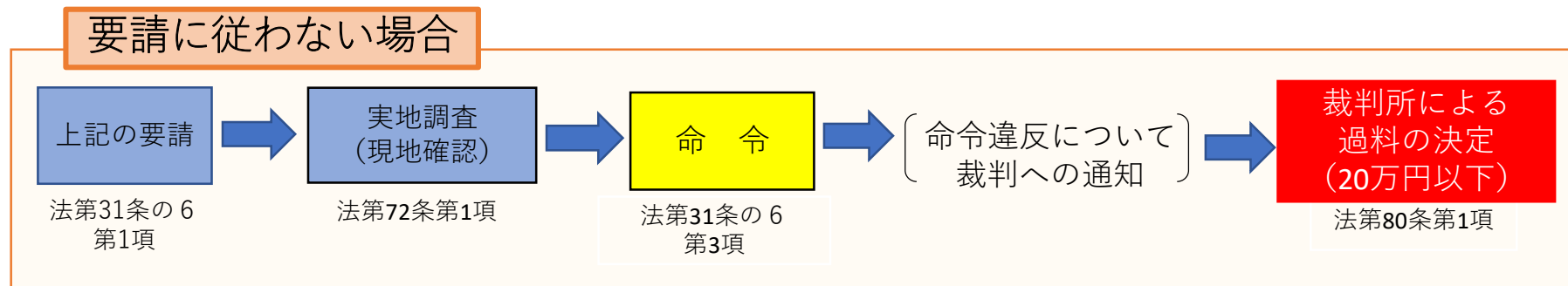
命令・過料の対象となる事項 (特措法第31条の6第1項に基づく要請)

■飲食店等

1. 午後8時から翌日午前5時まで営業を行わないこと
2. 酒類の提供を行わないこと〔終日〕 ※利用者による酒類の店内持込みを含む
3. 飲食を主として業としている店舗においては、カラオケ設備の利用を自粛すること
(カラオケボックスは対象外) 〔終日〕

■大規模商業施設 (1,000㎡を超える百貨店、物品販売業を営む店舗等)

人数管理・制限、誘導等施設に応じた入場者の整理等を徹底すること



イベントの開催制限について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	8月27日(金)～9月12日(日)	現在の要請を 9月12日(日)まで継続
開催時間	21時までの開催時間制限	—
人数・収容率	収容率50%以内(※)かつ上限5000人以下	
その他	会食につながる場面の制限	

※収容定員が設定されていない場合は、十分な人との間隔（1m）を確保

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本県において「全国的な移動を伴うイベント」や「参加者が1,000人を超えるようなイベント」を開催する場合、イベント主催者の方は、県に事前相談をお願いします

事業者の皆様へのお願い

■要請対象：県内全域

■要請期間：8月27日（金）～9月12日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークの活用や休暇取得の促進

- ・ 出勤者数の7割削減を目指してください
- ・ また、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を促進してください

■ 自宅・宿泊療養者の重症化リスク低減に向けた取組

○ 抗体カクテル療法の積極的な活用

宮崎大学病院と連携し、予防的措置として抗体カクテルの投与を開始

○ 臨時の医療施設：自宅・宿泊療養者支援拠点の開設

医療機関の協力の下、県が運営し、宿泊施設の機能強化を図るとともに、重症化を予防する医療的措置を行う拠点を設置

■ 入院受入病床の拡大

○ 新たな協力医療機関の確保

○ 既存の感染症指定医療機関や入院受入医療機関における受入病床の拡大

新学期における学校での対策

■オンラインを活用した学習指導

- ・やむを得ず学校に登校できない生徒等に対し、オンラインを活用した学習指導

■抗原検査キットを活用した検査の実施

- ・教職員や速やかな帰宅が困難な児童生徒への抗原簡易キットの活用
(県立学校への検査キットの配備、市町村教育委員会に対する案内・助言)

■希望する教職員へのワクチン接種

- ・接種を希望する教職員に対し、県の大規模接種や市町村ごとの接種を通じた接種の加速

県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ） キャンペーンの停止期間について

～ 9月12日（日）	9月13日（月）～10月3日（日）	～10月12日（火）
緊急事態宣言 （レベル4）	緊急事態宣言解除から 3週間	緊急事態宣言解除から 1ヶ月間
← キャンペーン停止期間 →		
← 新規予約停止期間 →		

【キャンペーン停止期間】

（変更前）8月31日（火）まで → （変更後）10月3日（日）まで

※10月3日までの既予約分についても、キャンペーンの対象外

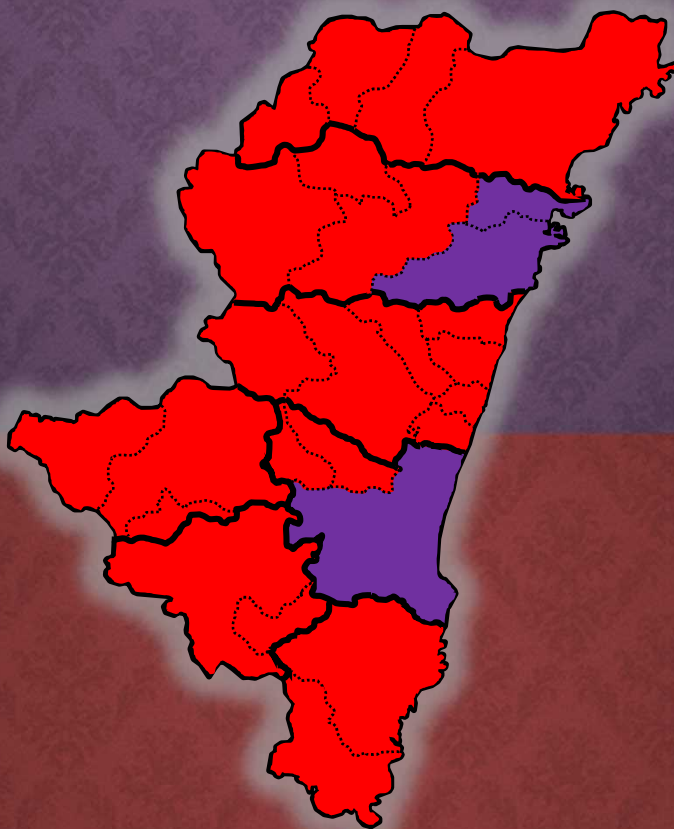
【新規予約停止期間】

（変更前）9月29日（水）まで → （変更後）10月12日（火）まで

※10月13日以降の旅行・宿泊の新規予約は可能

○ 期間は、感染状況により変更となる可能性があります。

「まん延防止等重点措置」



「緊急事態宣言」発令中